議案第４３号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和２年６月３日提出

大 口 町 長　　鈴　木　雅　博

（提案理由）

この案を提出するのは、地方公務員法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和３６年大口村条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２５条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第２５条　法第２２条の２第１項により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （会計年度任用職員の給与）<br>第２５条　法第２２条の２第１項により採用された職員の給与は、別に条例で定める。 | （非常勤職員の給与）<br>第２５条　常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。<br>２　前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか他のいかなる給与も支給しない。 |